

情報本部仕様書			
物品番号	仕様書番号		
品名 又は 件名	C1棟壁等撤去	DIH-LD-23058	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年11月30日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部電波部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部（以下，“官側”という。）のC1棟内に設置してあるスチール壁、流し台、付属の浄水器及び床上配水管（以下，“壁等”という。）の撤去並びに壁に付帯するスイッチ類の移設役務について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001AA（陸上自衛隊一般装備品等共通仕様書）による。

1.2.1 スチール壁 執務室、廊下等に設置してある間仕切り用の既製品のスチール製壁をいう。

1.2.2 流し台 ステンレス製の流し台及び蛇口及び上水管の直近元栓までの蛇腹管をいう。

1.2.3 浄水器 流し台に接続している浄水器一式をいう。上水管の直近元栓から蛇口までの配管を含む。

1.2.4 スイッチ類 撤去するスチール壁に設置された照明、空調及び放送施設用スイッチをいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容が、この仕様書に定める内容と異なる場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 法令等

防衛省所管物品管理取扱規則（令和2年3月25日省訓第14号）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊一般装備品等共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務内容

2.1.1 壁等の撤去等 表1の壁等を撤去、移設及び廃棄する。壁撤去、給排水管切断後の床面及び壁面の凹凸はセメント等で均すものとする。また、残置する給排水管はプラグ等で閉鎖する。

2.1.2 実施時期 本役務の実施時期については、契約締結後、官側と調整するものとする。

2.1.3 実施場所 東京都新宿区市谷本村町5-1 C1棟内

表 1 撤去物一覧

No.	階	撤去物	移設物(※1)	サイズ (cm) (W×D×H) ※実測値	概要図
①	6	スチール壁(※2)	コンセント, (時計)	1183× 6×260	図 1
②	2	ガラス入スチール壁・扉	照明 sw (※3)	1156× 6×260	図 2
③	B 2	スチール壁 鉄格子	なし なし	111× 5×210 111×11× 30	図 3
④	B 3	スチール壁・扉	照明 sw, 空調 sw 放送 sw	295× 6×260 375× 6×260	図 4
⑤	B 3	スチール壁・扉	照明 sw, 空調 sw	245× 4×250	図 4
⑥	B 3	スポンジ流し台・浄水器	なし	188×75×110 72×75×110	図 4
⑦	B 3 B 4	給水管・排水管 (※4)	なし		図 5
注 記		※1 移設物は、近くの壁等に移設することを基準とし、細部は官側と調整するものとする。 ※2 時計は移設せず官側が保管する。配線の漏電等防止処置を実施 ※3 LED蛍光灯照明用 sw のみ移設 調光スポット照明用 sw は移設しない。配線の漏電防止処置を実施 ※4 B 3側は給水管排水とも、床面で切断しプラグ処置、床面を補修 B 4側は給水管の抜水後、天井面、壁面で管を切断しプラグ処置（排水管は処置しない。）			

2.1.4 実施計画書の作成 契約の相手方は、契約締結後速やかに、官側と調整の上、次に示す内容を記載した実施計画書を作成し、提出するものとする。

- a) 作業予定表
- b) 作業要領
- c) その他必要事項

2.2 一般事項

2.2.1 資材の準備 本役務に必要な資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.2.2 廃材の処理 撤去に伴う発生材は、契約の相手方が適法に処分するものとする。

2.2.3 その他 社内規定並びに商慣習による。

2.3 実施報告書等の作成 契約の相手方は、作業完了後速やかに、実施報告書を作成し官側に提出するものとする。

2.4 官公署その他への届け出手続等

2.4.1 撤去等役務の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

2.4.2 2.4.1に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告する。

3 品質保証

3.1 監督・検査 監督及び検査は、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 提出書類

契約の相手方は、表2に示す提出書類を作成し、官側の確認を得た後、提出するものとする。

表2 提出書類

番号	項目	数量	提出時期	提出先	媒体	備考
1	実施計画書	1部	契約後，速やかに	電波部	紙またはデータ	a) 作業実施日時，作業実施項目，要領を記載すること。 b) 任意様式
2	実施報告書	1部	終了後，速やかに			a) 実施計画書に基づく実施内容を記載すること。 b) 任意様式

5 その他の指示

5.1 情報の保全等

- a) 契約の相手方は、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 契約の相手方は、当該地域に立ち入る際に必要な手続きを行うものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。

5.2 官側の支援

契約の相手方は、本役務において官側の支援が必要な場合は、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について支援を受けられる。

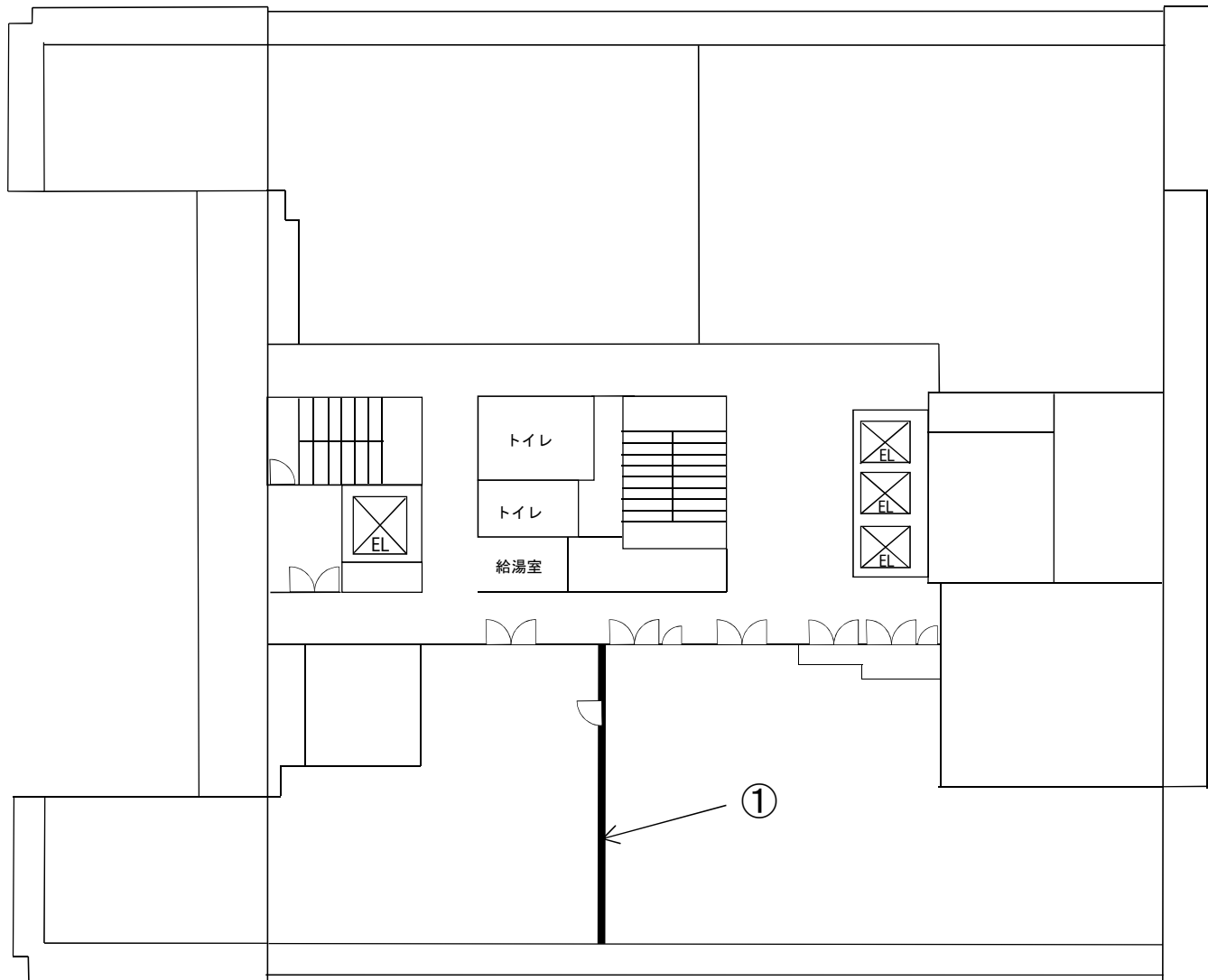
5.3 養生

契約の相手方は、施設等を破損することのないよう養生するものとし、破損した場合は監督官へ報告するものとする。なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

5.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

6階



【壁等撤去後の補修要領（基準）】

○天井部

シーリング剤等による穴埋め

○壁部

シーリング剤等による穴埋め
部分塗装

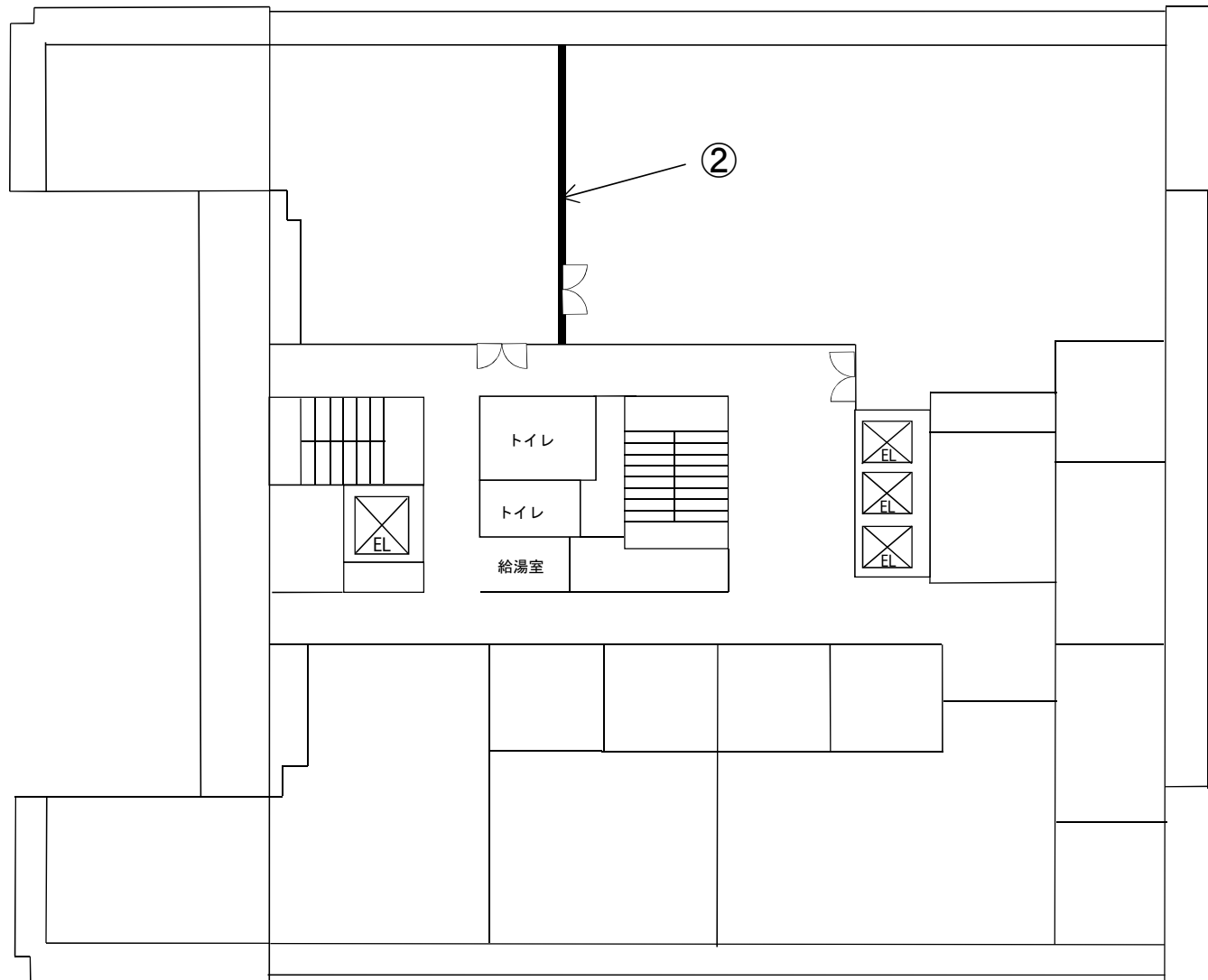
○床部

シーリング剤等による穴埋め
ソフト巾木等による補修

※ 扉は一部省略して表示

図1 6階平面図（略図）

2階



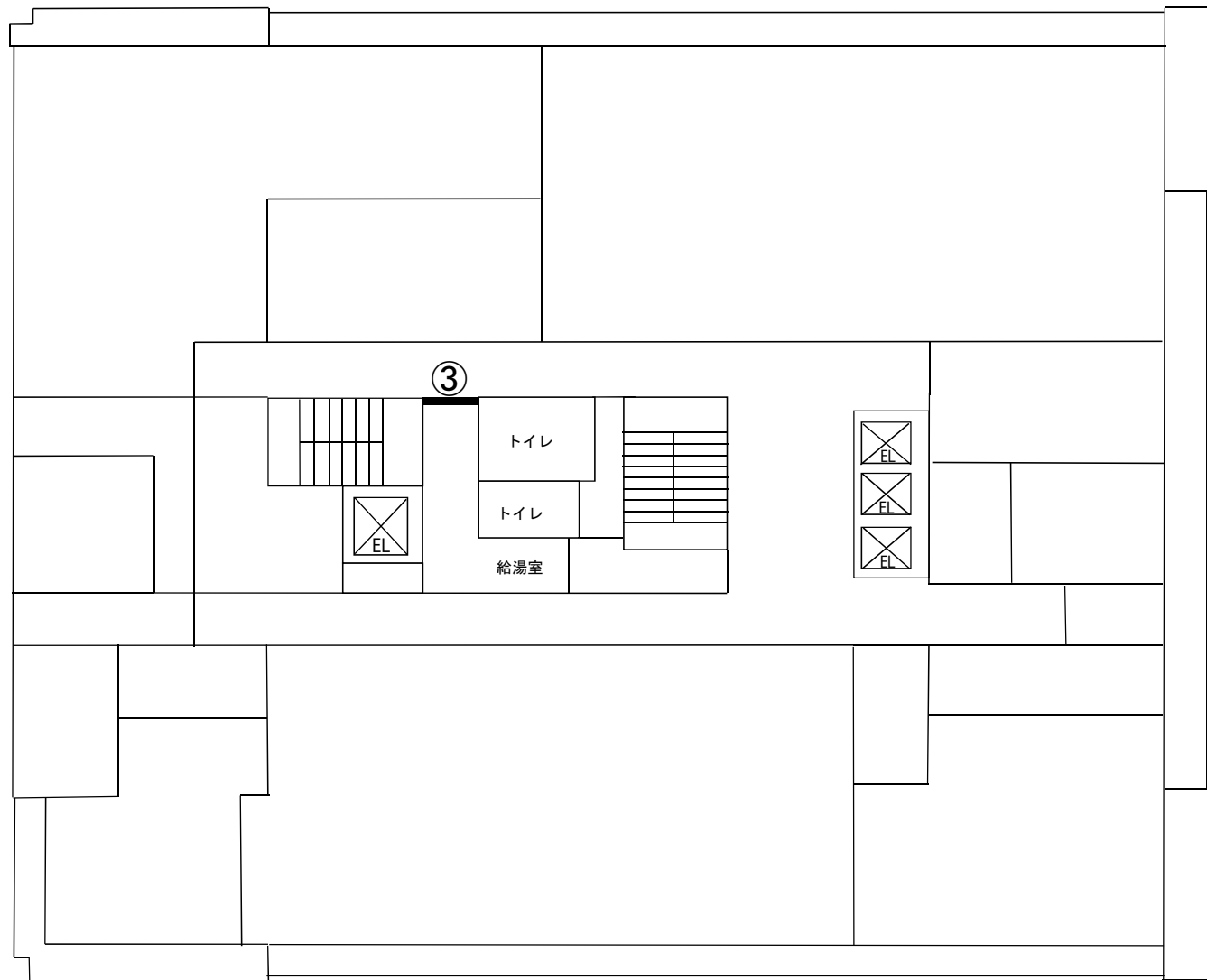
【壁等撤去後の補修要領（基準）】

- 天井部
シーリング剤等による穴埋め
- 壁部
シーリング剤等による穴埋め
部分塗装
- 床部
シーリング剤等による穴埋め
ソフト巾木等による補修

※ 扉は一部省略して表示

図2 2階平面図（略図）

地下2階



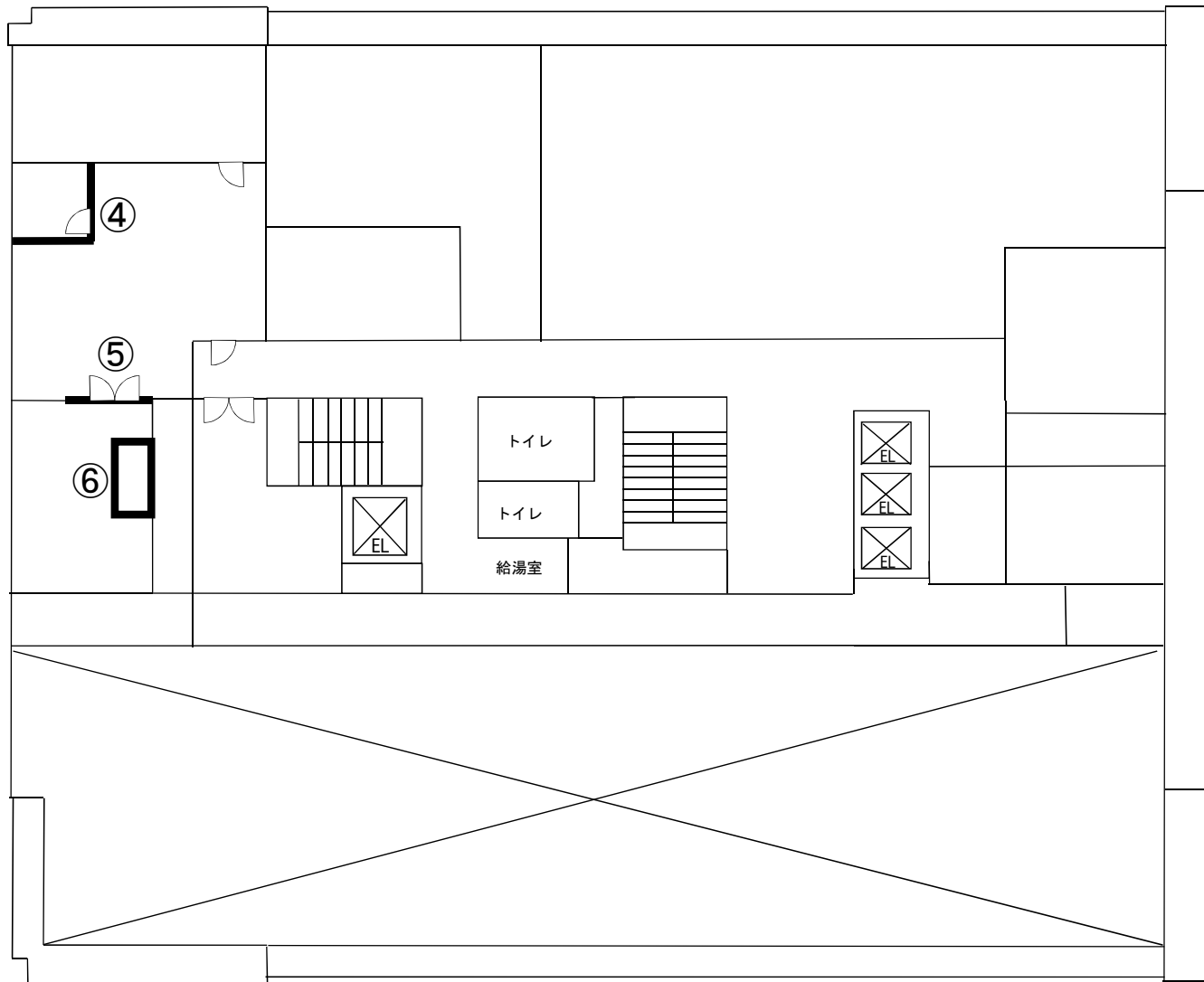
【壁等撤去後の補修要領（基準）】

- 天井部
シーリング剤等による穴埋め
- 壁部
シーリング剤等による穴埋め
部分塗装
- 床部
シーリング剤等による穴埋め
ソフト巾木等による補修

※ 扉は省略して表示

図3 地下2階平面図（略図）

地下3階

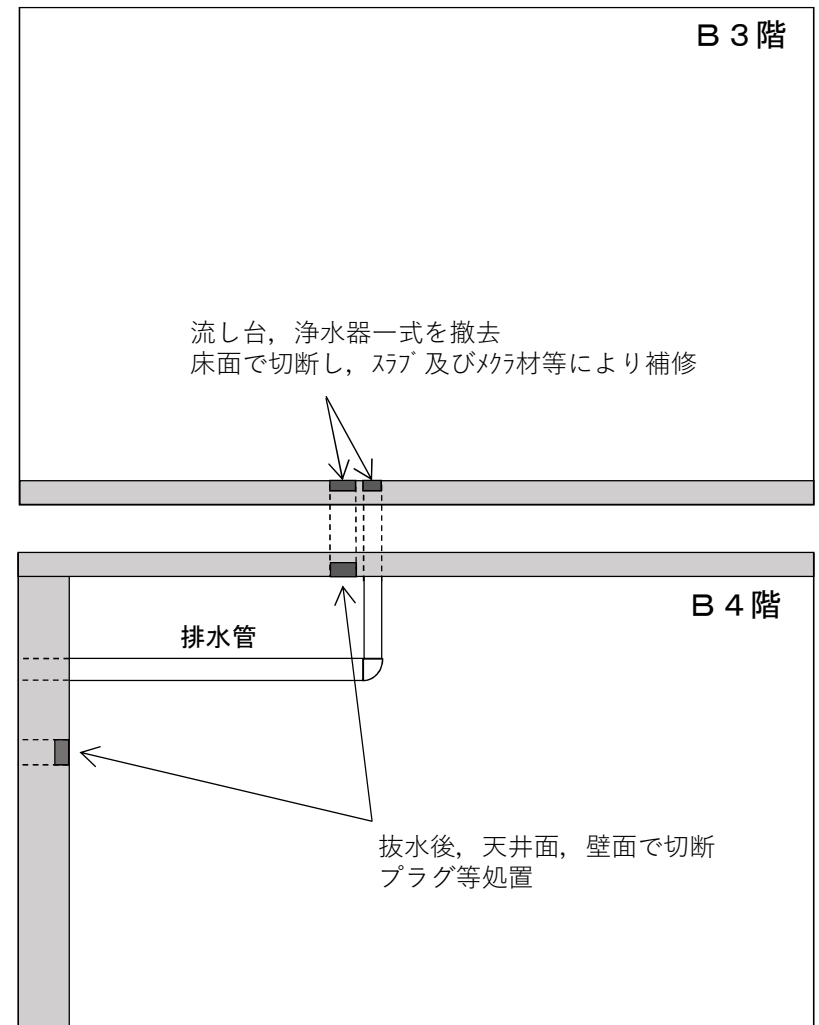
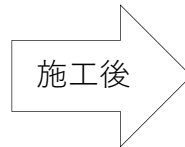
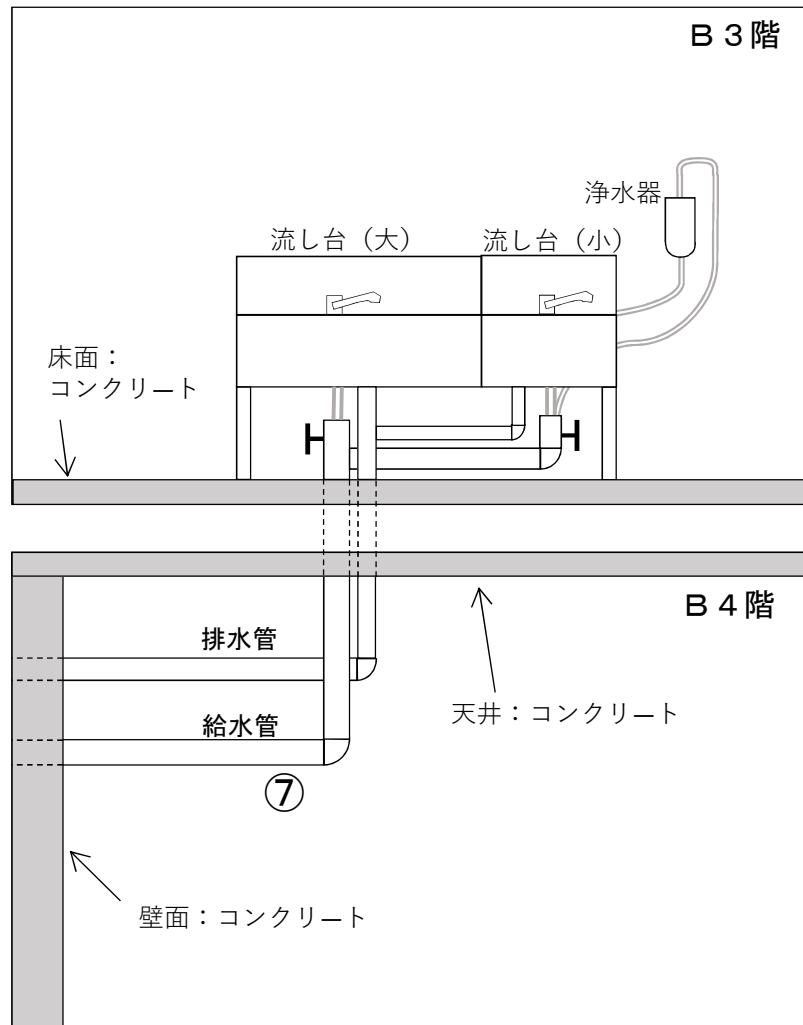


【壁等撤去後の補修要領（基準）】

- 天井部
シーリング剤等による穴埋め
- 壁部
シーリング剤等による穴埋め
部分塗装
- 床部
シーリング剤等による穴埋め
ソフト巾木等による補修

※ 扉は一部省略して表示

図4 地下3階平面図（略図）



※ 給排水管の一部、流し台周囲及び浄水器の配管は簡略化して表示している。

図5 流し台等及び給排水管立面図 (略図)